

5－4．動線計画

前述の基本方針、保全・活用の方針から、動線計画は新たな散策路を設定するのではなく、既存の散策路を活用することを大前提とし、自然環境の保全に重点を置くものとする。

【高齢者・身体障害者の散策について】

台峯緑地は、基本理念に示すとおり、市街地に残された貴重な谷戸や里山の自然を後世に伝えることがテーマとなっている。

一方、ノーマライゼーションの考え方や高齢化が進行する鎌倉市の状況からも、高齢者や身体障害者の方が台峯緑地の自然とふれ合えるようにすることは重要な課題である。

しかしながら、高齢者や身体障害者の方の自立した利用に必要な身障者勾配や平滑な散策路といった整備を行うことは、現況の自然環境を少なからず改変することになる。したがって、現況の自然環境を損なわない範囲で、今後新たな視点を持って、課題解決に向けて市民とともに検討していくものとする。

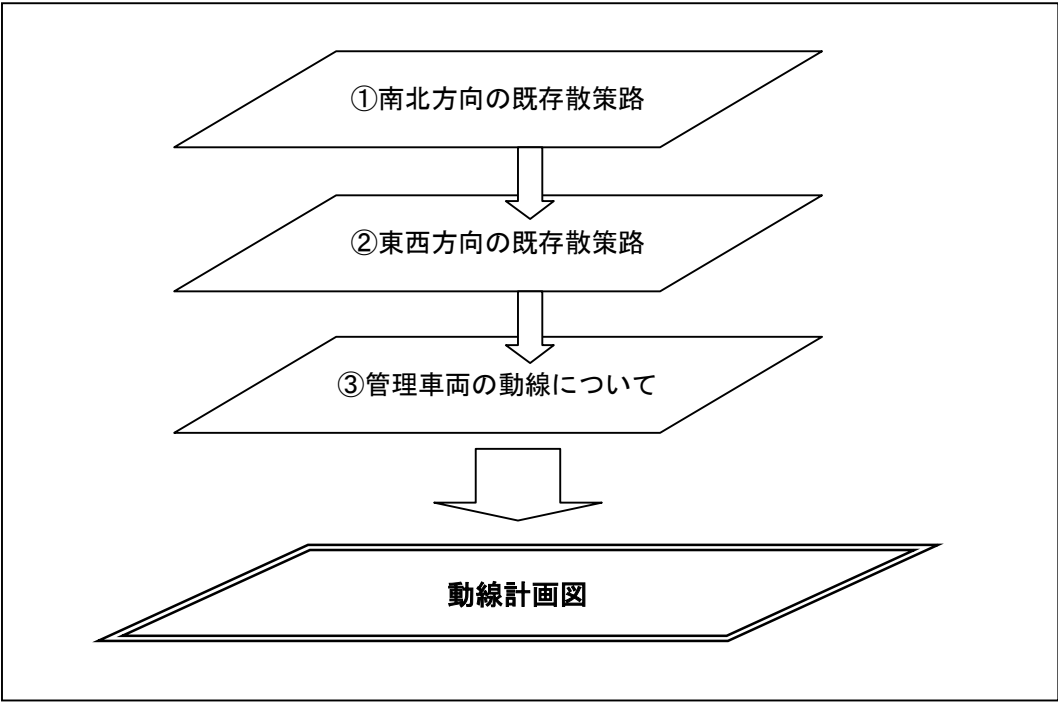


図 5－1 2 動線計画のフロー図

1) 動線計画の抽出

(i) 南北方向の既存散策路

谷戸が開いている南北方向には、緑地を貫く既存の散策路ができています。

東西の尾根を走る2本の尾根道と谷戸の底部を通る2本の谷戸の道の計4本が、南北方向の主要な散策路である。

尾根道①

尾根道②

谷戸の道①

谷戸の道②

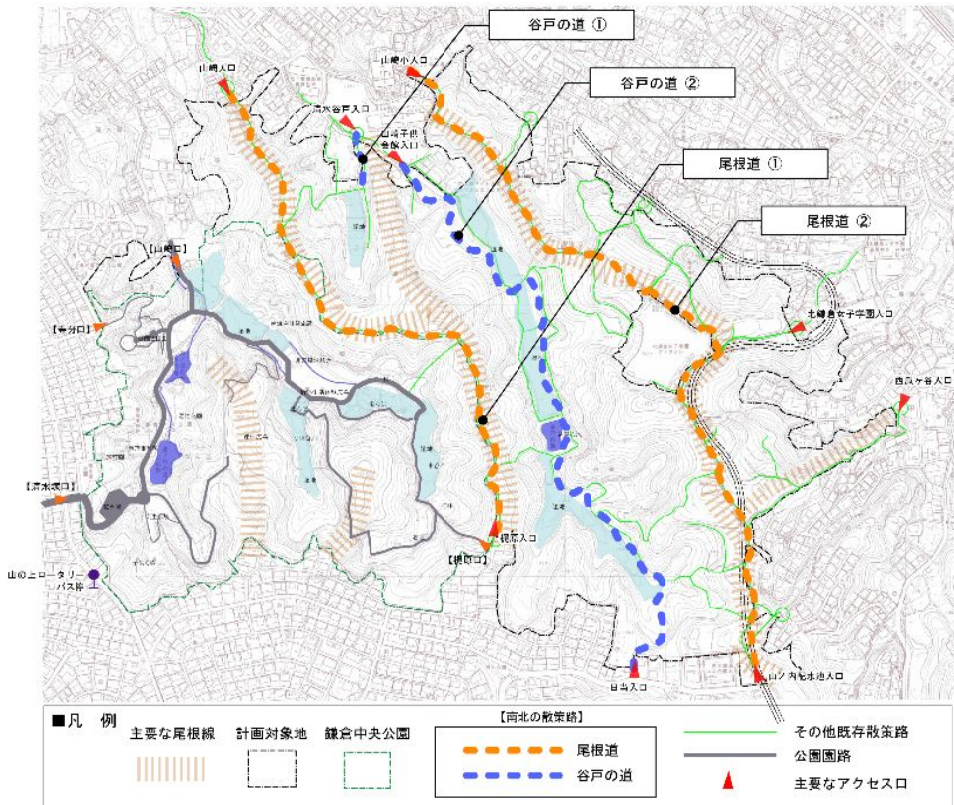


図5-13 南北方向の散策路

(ii) 東西方向の既存散策路

南北方向の尾根と谷戸の道に対し、東西方向には谷戸の斜面を上り下りする短い散策路が点在している。

東西方向の散策路は、中央公園との連絡や、南北方向の散策路の間を連絡する役割を担う道である。

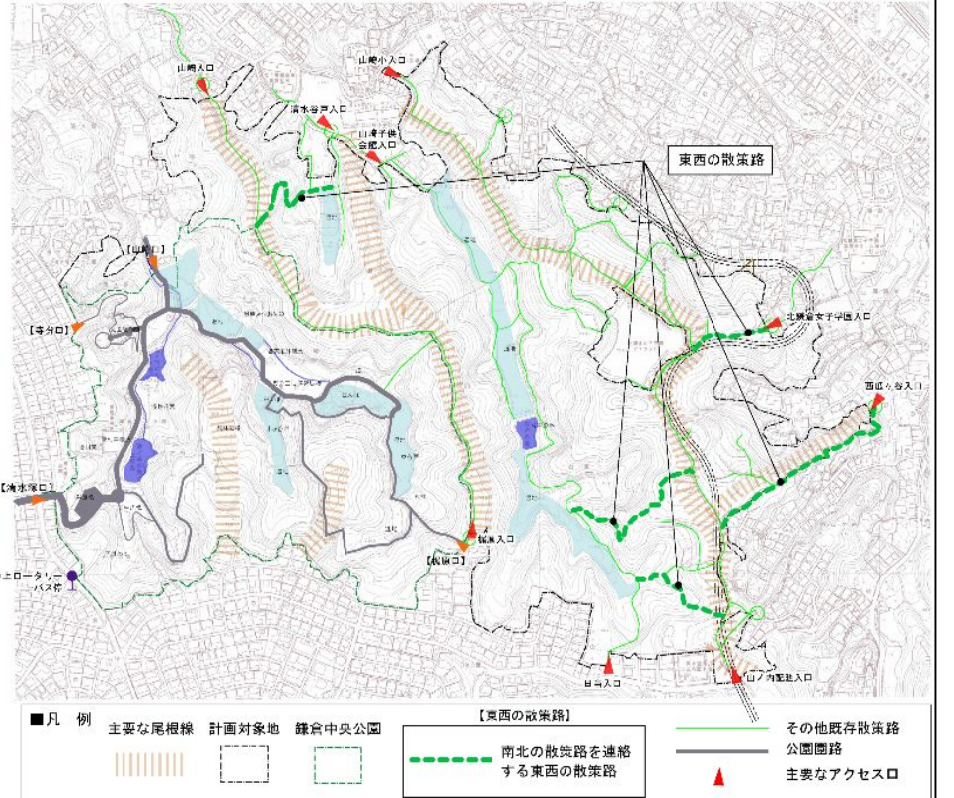


図5-14 東西方向の散策路

(iii) 管理車両が通行可能な道

樹林地や湿地の管理における資材の搬入や、下枝、湿地の堆積物の搬出等に利用できる動線を、車両通行が可能な既存道の中で設定する。

清水谷戸の谷戸脇の既存道、山ノ内配水池脇から進入する尾根道の既存道、鎌倉女子学園グラウンドまで上がる斜面緑地上の既存道の3つを車両が通行する管理動線とする。

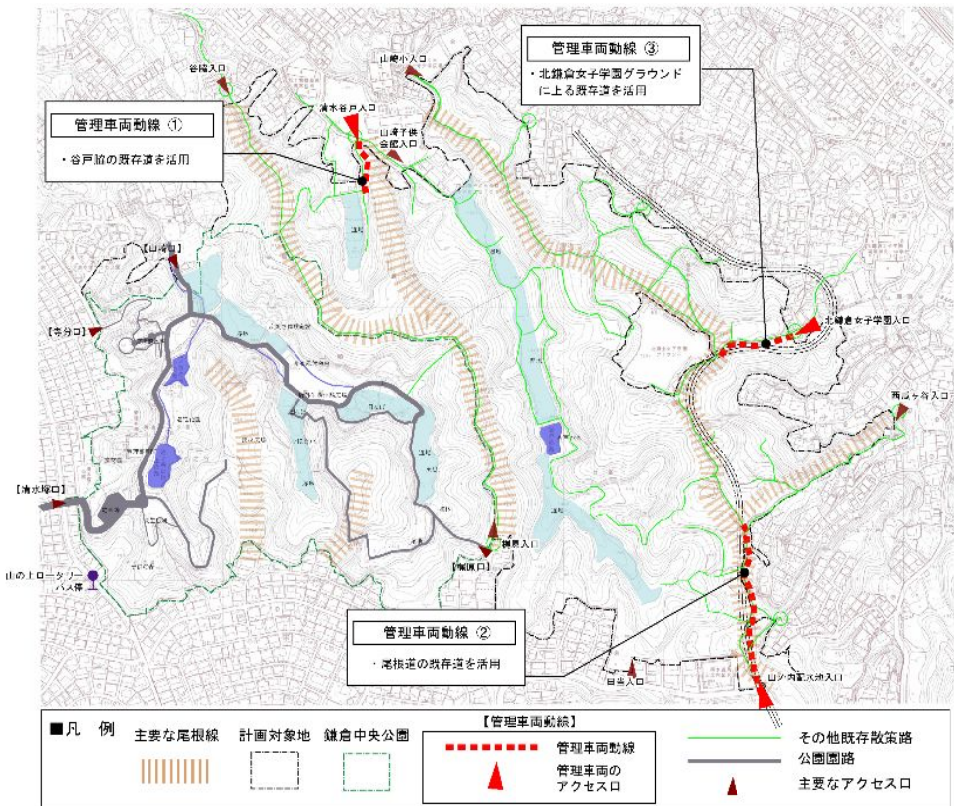


図5-15 管理車両動線

■ 動線計画の留意点

前述のように自然環境への影響を抑えるため、動線計画は既存の散策路を活用するが、特に繊細な自然である湿地やため池の水辺環境については下記の点に留意するものとする。

- ・ 湿地沿いの動線は、両岸に散策路は配さず、必ず片側のみの散策路とする。また、今後のより詳細な計画検討は、台峯の自然の推移を見守るなかで、人工物を排除する形で進めていきたい。
(豊かな岸辺の生態系を保全するため、また、生息生物が人間の気配の無い対岸に避難することができるようにするため、散策路は片側のみとする。また、湧水口などの保全についても、木道などの人工物を設けない方向を模索する。)
- ・ ため池の堤には散策路を設けない。
(現在、ため池の堤上には散策路として利用されているが、多くの利用者が通行するのに耐える環境ではない。また、ため池の保全にとっても堤に散策者が集まるのは適切ではない。)

2) 動線計画図(案)

台峯緑地の動線は下記の3つの現況の道を利用するものとする。

- ① 南北の散策路
 - 南北に地形に沿っている既存の尾根道と谷戸の道。
 - 湿地の周囲は、片側のみの散策路利用とし、生息動物等が人と離隔距離を保てるようにする。
- ② 東西の散策路
 - 尾根や谷戸を行く南北の散策路に対し、それらを連絡する東西方向の道。
 - 隣接する鎌倉中央公園との連続性や倉久保の谷戸・台峯の谷戸の東側の斜面との連絡、北鎌倉方面からの連絡などを担う。
- ③ 管理車両の道
 - 既存で車両の進入が可能な道を管理車両が利用できる道とする。
 - 新たな管理車両用の道は基本的に整備せず、既存の道の範囲で緑地の維持管理は行う。

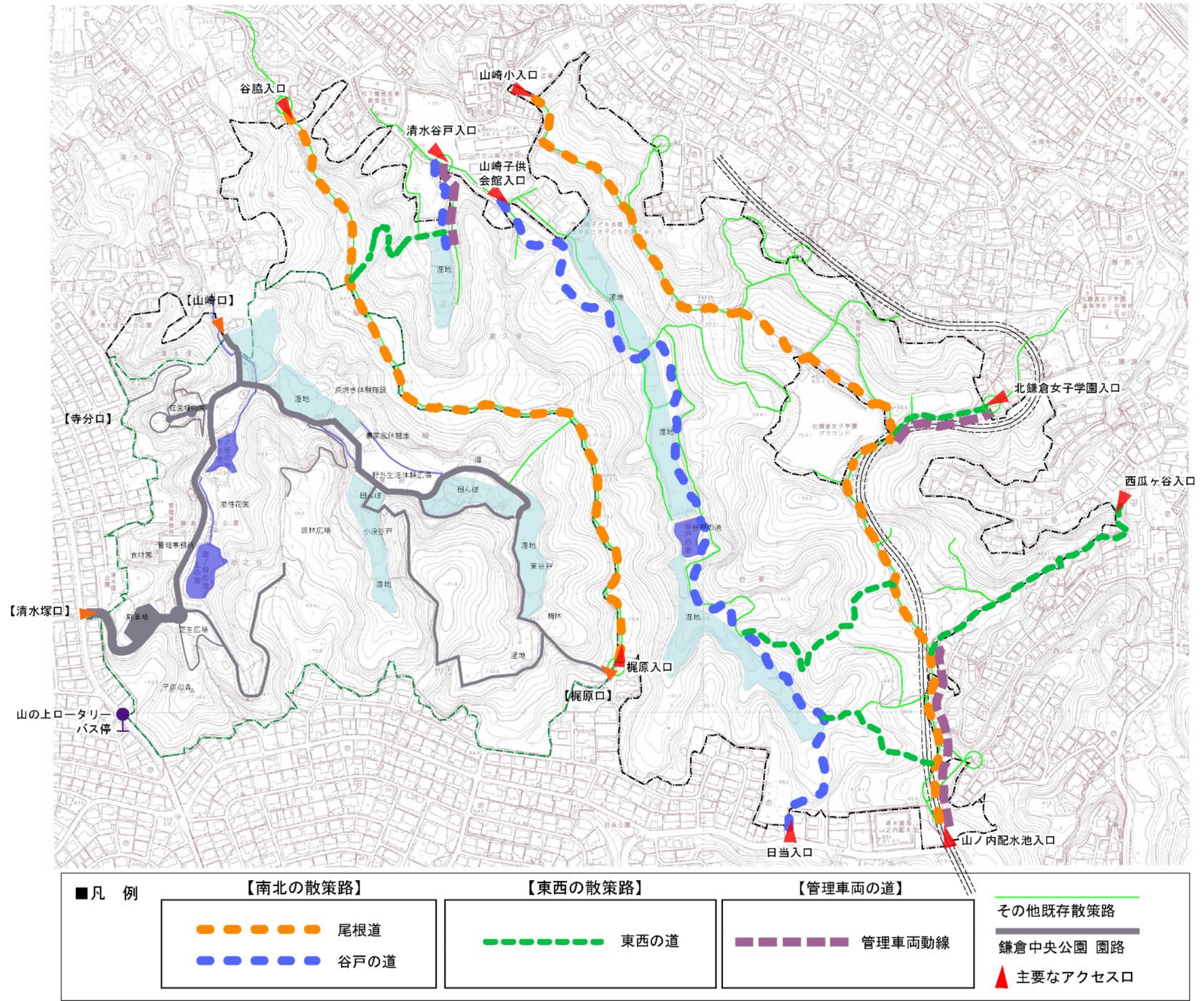


図5-16 動線計画図(案)

3) 動線計画図(案): 散策イメージ

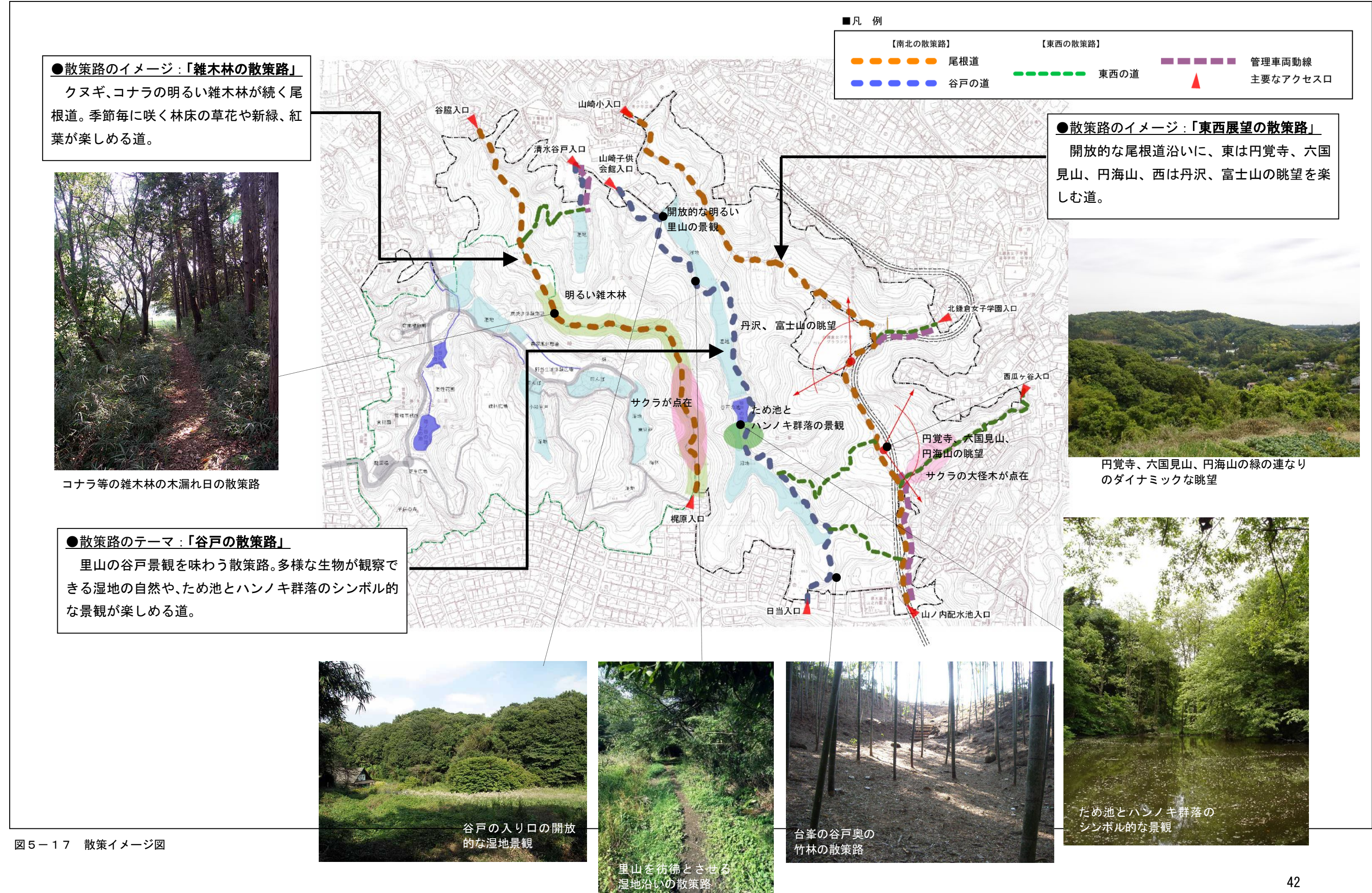


図5-17 散策イメージ図